

武蔵野市第六期長期計画・調整計画策定委員会ワーキングチーム設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市第六期長期計画・調整計画（以下「調整計画」という。）の策定にあたり、武蔵野市第六期長期計画・調整計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を補佐するため、武蔵野市第六期長期計画・調整計画策定委員会ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 ワーキングチームは、次に掲げる事項を行う。

- (1) 策定委員会の会議の補佐
- (2) 調整計画の討議要綱案及び計画案（武蔵野市長期計画条例施行規則（平成23年12月武蔵野市規則第68号）第6条第6項に規定する計画案をいう。）の作成の補助
- (3) 前2号に掲げるもののほか、調整計画の策定にあたり市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 ワーキングチームは、各部の長がその所属する職員のうちから推薦する者により構成し、市長が任命し、又は委嘱する。

(設置期間)

第4条 ワーキングチームの設置期間は、前条の規定による任命又は委嘱の日から調整計画の策定の日までとする。

(庶務)

第5条 ワーキングチームの庶務は、総合政策部企画調整課が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキングチームについて必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年6月21日から施行する。
- 2 この要綱は、調整計画の策定の日限り、その効力を失う。